

# 水と緑の南摩の里整備事業

## 募 集 要 項

栃 木 県

令和4年12月

## 《目 次》

第1 募集要項等の定義	1
第2 本事業の概要	2
1. 事業内容に関する事項	2
2. 選定事業者の収入	4
3. 本事業のスケジュール	4
4. 法令等の遵守	4
5. 事業期間終了時の措置	4
第3 選定事業者の選定方法	5
1. 選定事業者の選定方法	5
第4 応募に関する条件・手続き等	6
1. 選定事業者の募集及び選定の手順	6
2. 応募者の備えるべき参加資格要件	9
3. 応募に関する留意事項	14
4. 提案価格の上限	15
第5 事業実施に関する事項	16
1. 誠実な業務遂行	16
2. 事業期間中の選定事業者と県の関わり	16
第6 設計施工一括契約に関する事項	17
1. 設計施工一括契約の締結	17
2. 契約保証金	17
3. 選定事業者の権利義務等に関する制限	17
4. 県と選定事業者の責任分担	17
5. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
6. 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
第7 その他	18
1. 情報提供等	18
2. 担当窓口	18
別添-1 本施設の位置図等	19

## 第1 募集要項等の定義

本募集要項及び別添資料（下記参照）は、栃木県（以下、「県」という。）が実施する水と緑の南摩の里整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定等に関し定めるものである。

### <募集要項及び別添資料一覧>

- ・募集要項（本資料）
- ・要求水準書
- ・事業者選定基準
- ・設計施工一括契約書（案）
- ・様式集

※上記資料一式を、以下、「募集要項等」という。

## 第2 本事業の概要

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

水と緑の南摩の里整備事業

#### (2) 事業対象地の概要

別添ー1（本施設の位置図等）を参照

#### (3) 公共施設等の管理者

栃木県知事 福田富一

#### (4) 事業目的

県では、平成16年度に策定した「南摩ダム水源地域整備計画」において、ダム周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、ダム湖の周辺地域にアクティビティ施設等を整備し、地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図ることとしている。

本事業は、地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図るため、本施設を整備する。

県は、本事業を実施することにより、以下に示す効果を期待する。

- ・ 性能発注により、効率化と安定的継続性を確保し、民間の創意工夫による質の高い施設整備を提供する。
- ・ 施設的设计・建設といった本事業に関する一連の業務に対して県と選定事業者との合理的な役割分担を行い、ライフサイクルコストの削減を図る。
- ・ 別途選定済みの指定管理予定者による本施設（アクティビティ施設等）を活用した維持管理・運営により、地域住民のレクリエーションの場や観光資源としての魅力を高めることで、にぎわい創出や利用者増加により、事業対象地を含む水源地域全体の活性化を図る。

#### (5) 事業の対象となる公共施設等の名称及び位置づけ

##### ① 名称

※詳細は、別添ー1（本施設の位置等）、要求水準書添付資料3（設計対象施設の概要）を参照

- ・ 建築施設：ビジターセンター、広場・駐車場及びその関連施設（設備含む）を対象とする。
- ・ 基盤施設：園路・管理用通路、法面保護工及びその関連施設を対象とする。
- ・ アクティビティ施設：吊り橋アクティビティ施設、ジップライン、アスレチック施設及びその関連施設を対象とする。

（以下、本事業で設計、建設する施設を総称して「対象施設」という。）

##### ② 施設の位置づけ

県は、上記の公共施設を「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設として位置付ける。

## (6) 事業概要

### ① 事業手法

本事業の事業手法は、本施設的设计・施工を選定事業者が一括して行う設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）とする。

なお、本施設のアクティビティゾーンの維持管理業務及び運営業務には、指定管理者制度を適用する予定であり、県は令和4年6月に指定管理予定者を選定済みである。

### ② 選定事業者の業務範囲

本事業は、本施設的设计及び建設に係る業務を実施することを業務の範囲とする。

選定事業者の業務の概要は以下のとおりである。また、県と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については要求水準書に示すとおりである。

#### ア 設計業務

##### a. 各種調査（地質調査等）

※必要に応じて実施する公表している地質データを補完する調査等を対象とする。

##### b. 設計業務（建築施設・基盤施設・アクティビティ施設）

##### c. 申請業務等（計画通知含む）

#### イ 建設業務

##### a. 各種申請（工事に係る各種届出・申請、許認可等）

##### b. 建設業務（建築施設・基盤施設・アクティビティ施設）

##### c. 什器備品調達設置業務

#### ウ 工事監理業務

### ③ 事業期間

本事業の事業期間は県が選定事業者と締結する事業契約の締結日から以下に示す期間とする。

- ・対象施設的设计、建設期間：事業契約の締結日から令和7年1月31日まで

### ④ 契約の形態

県は、本事業について選定事業者の本事業的设计・建設を一括で発注するために、本事業に係る設計施工一括契約（以下、「設計施工一括契約」という。）を締結する（詳細は、設計施工一括契約書（案）を参照）。

なお、設計施工一括契約については、請負代金額が5億円を上回る場合には栃木県議会の議決を得ることとしている。

## 2. 選定事業者の収入

### (1) 選定事業者の収入

県は、選定事業者が実施する業務への対価について、本事業における設計・建設に係る業務費として、予算の範囲内で選定事業者に支払う。

県は、対象施設の設計、建設に関する業務に係る対価を、県が行う対象施設の工事の検査合格を確認した後に、設計施工一括契約においてあらかじめ定める額を支払う。

設計・建設に係る業務費の支払い方法等の詳細については、設計施工一括契約書に示す。

## 3. 本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

表 1 本事業実施スケジュール

① 設計施工一括契約の締結	令和5年6月
② 設計、建設期間	令和5年7月～令和7年1月末
③ 本施設の引渡し	令和7年1月末
④ 開業準備	令和7年2月～令和7年3月末
⑤ 対象施設の供用開始	令和7年4月

## 4. 法令等の遵守

選定事業者は、地方自治法、地方自治法施行令、その他本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び県の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

## 5. 事業期間終了時の措置

選定事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に、対象施設を募集要項等に示す良好な状態で県に引継ぎを行わなければならない。

### 第3 選定事業者の選定方法

#### 1. 選定事業者の選定方法

本事業は、公募型プロポーザル方式によって選定事業者を選定する。 1

県は、県の職員5名から構成する「水と緑の南摩の里整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、最優秀提案及び次点を選定する。

審査は、本募集要項等に基づき、本事業への参加を希望する民間事業者（以下、「応募者」という。）から提出される企画提案書を対象に、提案価格（対象施設の整備に要する費用）のほか、県が提供を受ける業務の内容及びその他の事項について総合的に評価する。選定方法の詳細は、事業者選定基準に示す。

## 第4 応募に関する条件・手続き等

### 1. 選定事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定事業者の募集及び選定のスケジュールは下記のとおりである。

表2 選定事業者の選定手順及びスケジュール

内容	時期（予定）
① 募集要項等の公表	令和4年12月22日
② 現地説明会への参加申込締切	令和5年1月11日
③ 現地説明会の開催	令和5年1月13日（予備日17日）
④ 募集要項等に関する質問受付期間	令和5年1月20日
⑤ 募集要項等に関する質問回答の公表	令和5年2月1日
⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和5年2月14日
⑦ 参加資格確認結果の通知	令和5年2月28日
⑧ 企画提案書の受付	令和5年3月20日
⑨ 優先交渉権者の選定、公表	令和5年4月
⑩ 設計施工一括契約の締結（仮契約）	令和5年4月～5月
⑪ 設計施工一括契約の締結（本契約）	令和5年6月

## (2) 選定事業者の募集手続等

### ① 現地説明会の開催

本事業及び募集の趣旨について、応募者の理解促進を図るため、現地説明会を実施する。

表 3 現地説明会の概要

日時	令和5年1月13日(金) 11時~16時 (予備日 令和5年1月17日(火) 11時~16時)
場所	鹿沼市 南摩コミュニティセンター 研修室 (栃木県鹿沼市油田町924-5) 本施設の事業対象地(南摩ダムサイト左岸展望広場 栃木県鹿沼市上南摩町)
申込期限	令和5年1月11日(水) 17時まで
申込方法	現地説明会参加・資料受取申込書(様式1-1)に必要事項を記入の上、上記の期間で「第7.2担当窓口」に示すE-mail宛に送付すること。 送付する際の件名は「水と緑の南摩の里整備事業申込 ●●」(●●は提出企業名)とする。
参加人数	1社3名以内とする。
留意事項	当日は公表資料(募集要項・要求水準書等)の配付を行わないため、応募者において持参すること。 悪天候等により実施を予備日に変更する可能性がある。その場合には、参加申込書に記載の担当者メールアドレスに事前に通知する。

### ② 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

表 4 質問受付の概要

受付期間	令和5年1月20日(金) 17時まで
提出方法	募集要項等に関する質問書(様式1-2)に記入し、上記の期間で「第7.2担当窓口」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「水と緑の南摩の里整備事業に関する質問 ●●」(●●は提出企業名)とする。

### ③ 募集要項等に関する質問・意見の回答

募集要項等に関する質問回答は、以下のとおりとする。

表 5 質問回答の概要

公表日時	令和5年2月1日(水)
留意事項	提出されたすべての質問については、質問を提出した企業名は公表せず、原則として、県のホームページにおいて公表する。また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

### ④ 参加表明書、参加資格確認申請書の受付及び企画提案書類の受付

応募者は、本事業の参加表明書及び参加資格確認申請書類を以下により提出する。

ア 提出期限

令和5年2月14日（火） 17時まで

※応募者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出する日時を提出する3日前までに担当窓口で電話で連絡すること。

イ 提出場所

「第7.2 担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 参加表明書及び参加資格確認申請書類様式

参加表明書及び参加資格確認申請書類は、様式集に従い作成すること。

⑤ 参加資格確認結果の通知

県は、参加資格の確認結果を、令和5年2月28日（火）までに応募グループの代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

⑥ 企画提案書類の受付

応募者は、本事業の企画提案書類を以下により提出する。

ア 提出期限

令和5年3月20日（月） 17時まで

※応募者は、企画提案書を提出する日時を提出する3日前までに担当窓口で電話で連絡すること。

イ 提出場所

「第7.2 担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 企画提案書類様式

企画提案書類は、様式集に従い作成すること。

⑦ 企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施

優先交渉権者の選定にあたり、応募者に対し、提案の内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。後日、実施時期及び開催場所等の詳細を応募グループの代表企業に連絡する。

⑧ 選定結果の通知及び公表

県は、優先交渉権者の選定後、選定結果を速やかに応募グループの代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 2. 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとし、応募手続きを代表して行う企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。

代表企業及び構成企業等の定義及び留意点は、次のとおりとする。

### 【用語の定義】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続及び業務実施にあたって県との連絡調整を行う企業。
構成企業	応募者のうち、本業務を実施する企業。
建築施設設計企業	建築施設に係る設計業務を行う企業。
基盤施設設計企業	基盤施設の設計業務を行う企業。
アクティビティ施設設計企業	アクティビティ施設の設計業務を行う企業。
建築施設建設企業	建築施設に係る建設業務を行う企業。
基盤施設建設企業	基盤施設の建設業務を行う企業。
アクティビティ施設建設企業	アクティビティ施設の建設業務を行う企業。
建築施設工事監理企業	建築施設に係る工事監理業務を行う企業。
基盤施設工事監理企業	基盤施設の工事監理業務を行う企業。
アクティビティ施設工事監理企業	アクティビティ施設の工事監理業務を行う企業。

### 【留意点】

ア 代表企業及び構成企業の役割分担が明確になっていること。

### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとし、県が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、事業者選定基準に示す。

- ① 応募者は、「分担施工方式」による「設計施工共同企業体」を結成することとし、(2)に規定する参加資格要件を満たすこと。
- ② 建設業務を行う建設企業は、「共同施工方式」により、栃木県建設共同企業体取扱要領に規定する「特定建設工事共同企業体」を結成することとし、(2)に規定する参加要件を満たすこと。
- ③ 代表企業は、構成企業の中で「分担施工方式部分」の出資比率が最大である者であって、かつ「共同施工方式」部分における出資比率が最大のものであること。
- ④ 「共同施工方式」部分における構成企業数は、3者までとする。構成は、代表企業及びその他の構成企業から結成するものとし、代表企業は1者とする。
- ⑤ 「共同施工方式部分」における構成企業の組合せは、原則として等級格付けが栃木県建設工事請負業者選定要綱(以下「選定要綱」という。)第4条に規定するS A等級又はA等級に属する者の組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めるときは、B等級に属する者を含めた組合せとすることができる。なお、格付けを行わない工種の構成企業の組合せについては、構成企業間の施工力、経営力の均衡に留意するものであること。
- ⑥ 「共同施工方式部分」の構成企業当たりの出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。

- ⑦ 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。
- ⑧ 複数の要件を満たす企業は、本事業の複数の業務を実施することができる。ただし、建設企業と工事監理企業は、兼務することは認めない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。  
 (注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ⑨ 応募者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。
- ⑩ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
- ⑪ 応募者は、別途県が先行して公募・選定した「水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者」に対して、本事業について意見交換等の抵触をすることを禁ずる。指定管理者予定者との関与が疑われる場合、本公募により選定された応募者の選定を取り消す場合がある。

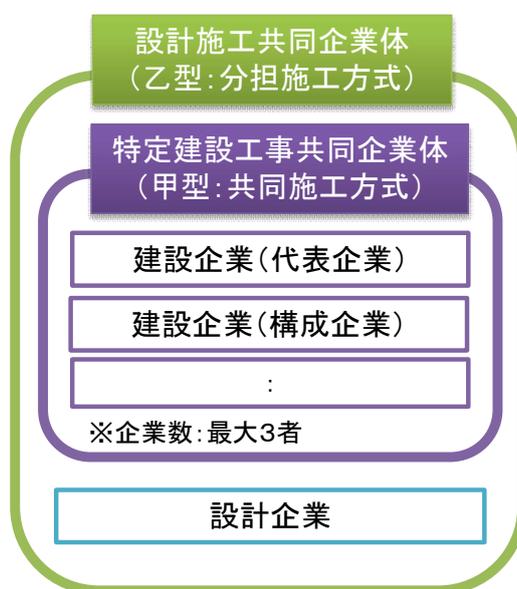


図2 応募者の構成

## (2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。県は、応募者から提出された資格審査に関する提出書類を確認し、参加資格要件を満たしているか否かを確認する。

### ① 共通事項

- a. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- c. 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- d. 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等及び同条例第 6 条に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- e. 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- f. 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は以下のとおりである。
  - ・ 八千代エンジニアリング株式会社
  - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- g. 最近 1 年間に於いて国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- h. 選定委員会委員の所属する企業及びその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

### ② 各業務を担う企業の参加資格要件

#### ア 建築施設設計企業

建築施設設計企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に記載されている者であること。
- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- c. 平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積 500 m<sup>2</sup>以上の公共施設の設計業務を元請として履行した実績を有すること。

#### イ 基盤施設設計企業

基盤施設設計企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に記載されている者であること。
- b. 都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成設計業務実績を有すること。

#### ウ アクティビティ施設設計企業

アクティビティ施設設計企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に記載

載されている者、または契約締結時までに参加資格を取得する見込みがある者であること。

- b. 橋長 100m以上の吊り橋の設計実績を有すること。

#### エ 建築施設建設企業

建築施設建設企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿の「建築一式工事」に登載されている者であること。
- b. 建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。
- c. 平成24年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、延床面積 500 m<sup>2</sup>以上の公共施設の建築一式工事（新築に限る。）を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。

#### オ 基盤施設建設企業

基盤施設建設企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木一式工事」に登載されている者であること。
- b. 建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。
- c. 平成24年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、都市計画法に基づく開発行為の強化を伴う造成工事を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。

#### カ アクティビティ施設建設企業

アクティビティ施設建設企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。
- b. 平成24年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、橋長 100 m以上の吊り橋を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。

#### キ 建築施設工事監理企業

建築施設工事監理企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登載されている者であること。
- b. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- c. 平成24年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積 500 m<sup>2</sup>以上の公共施設の工事監理又は設計業務を元請として履行した実績を有すること。

#### ク 基盤施設工事監理企業

基盤施設工事監理企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登載されている者であること。
- b. 都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成の工事監理又は設計業務実績を有すること。

#### ケ アクティビティ施設工事監理企業

アクティビティ施設工事監理企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登載されている者、または契約締結時までに参加資格を取得する見込みがある者であること。
- b. 橋長100m以上の吊り橋の工事監理又は設計実績を有すること。

#### ③ その他

県は、随時、令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿への登載を受け付けている。令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿への登載を希望する者は、下記のURLを確認すること。

##### 【参照ページ】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/sanka-koukyou/index.html>

なお、上記②の各業務を担う企業の参加資格要件のうち、令和3・4年度栃木県入札参加資格者名簿への登録を満たしていない場合は、令和5・6年度栃木県入札参加資格者名簿への登録を行うこととし、入札参加登録に使用する申請書類の写しを参加表明書及び参加資格確認申請書提出時まで、「第7.2 担当窓口」に提出し、県の承認を得ることで当該参加資格を認める。

#### (3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

### 3. 応募に関する留意事項

#### (1) 提出書類の作成等に関する費用

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

#### (2) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

#### (3) 使用言語、使用通貨、単位及び時刻

様式集に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (4) 応募の無効

以下の事項に該当する場合は、本事業への応募を無効とする。

- ① 虚偽の記載をした場合
- ② 複数の提案を行った場合

#### (5) 提出書類の取り扱い・著作権等

##### ① 提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

##### ② 著作権

本事業に関する企画提案書類の著作権は、応募者に帰属するが優先交渉権者として選定された場合は原則として公開する。また、応募者の企画提案書類については、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表、その他本事業に関する業務以外に応募者に無断で公表しない。なお、企画提案書類は返却しない。

##### ③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

#### (6) 県からの提示資料の取り扱い

県が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### (7) 参加の辞退

企画提案書類を提出した応募者で、事業への参加を辞退するときには、参加辞退届（様式2-14）を「第7.2 担当窓口」に示す担当課に持参にて提出する。

#### 4. 提案価格の上限

本事業の実施にあたり県が算定した設計・建設に係る業務費（＝基準価格）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。

基準価格（提案上限額）：1,292,049千円（税込）

## 第5 事業実施に関する事項

### 1. 誠実な業務遂行

選定事業者は、募集要項等、県に提出した企画提案書類、設計施工一括契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

### 2. 事業期間中の選定事業者と県の間わり

県は、代表企業に対して連絡調整を行う。

設計施工一括契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と選定事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

## 第6 設計施工一括契約に関する事項

### 1. 設計施工一括契約の締結

県は、選定事業者との間で、本事業を実施するために必要な設計施工一括契約を締結する。

### 2. 契約保証金

選定事業者は、設計施工一括契約の定めに基づき契約の保証を付するものとする。

### 3. 選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者は、事前に県の書面による承諾を得た場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### 4. 県と選定事業者の責任分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高い業務実施を目指そうとするものである。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県と選定事業者の責任分担は、原則として設計施工一括契約書（案）に定めるとおりとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、県と選定事業者双方の協議により定めるものとする。

### 5. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

県は、法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。

#### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

県は、財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。

#### (3) その他の支援に関する事項

県は、選定事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

### 6. 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

#### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計施工一括契約に規定する具体的措置に従う。

#### (2) 管轄裁判所の指定

設計施工一括契約に関する紛争については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## 第7 その他

### 1. 情報提供等

募集要項等に定めるほか、事業者選定に際し必要な事項が生じた場合は、県ホームページに掲載する。

### 2. 担当窓口

栃木県 環境森林部 自然環境課 自然公園担当  
〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県庁本館 12 階  
電話：028-623-3211  
FAX：028-623-3212  
E-mail：[shizen-kanky@pref.tochigi.lg.jp](mailto:shizen-kanky@pref.tochigi.lg.jp)

# 別添-1 本施設の位置図等

本施設の立地は以下のとおりである。

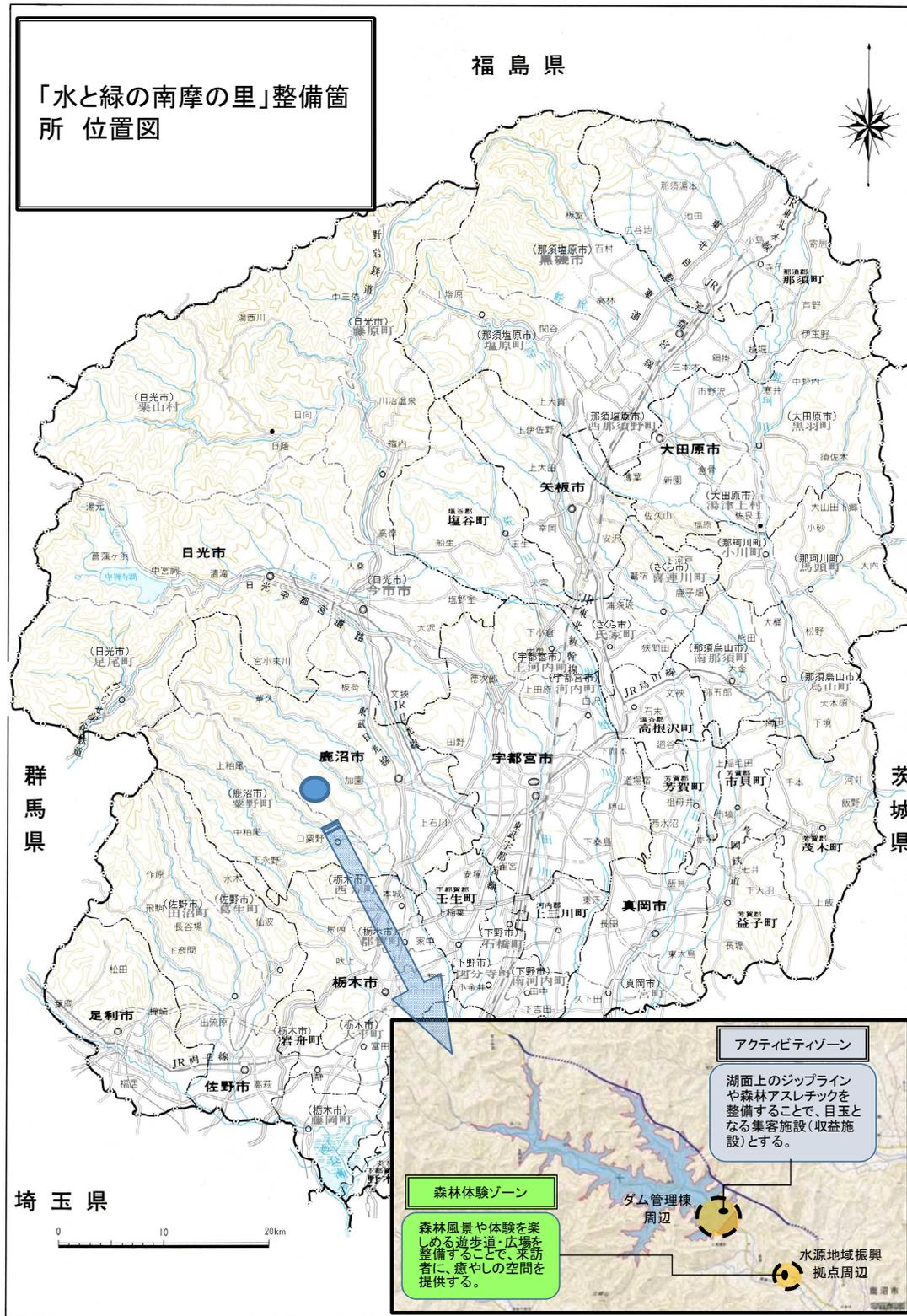


図 3 本施設の位置図

## ■ 南摩ダムの概要

南摩ダムの概要は、以下のとおりである。

事業の位置：栃木県鹿沼市（南摩ダム：利根川水系南摩川）

型式：コンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム (CFRD)

ダムの高さ : 86.5m

ダムの体積 : 約 240 万 $\text{m}^3$

総貯水容量 : 5,100 万 $\text{m}^3$

有効貯水容量 : 5,000 万 $\text{m}^3$

黒川導水路 : 延長約 3 km、最大通水量 8  $\text{m}^3/\text{s}$

大芦川導水路 : 延長約 6 km、最大通水量 20  $\text{m}^3/\text{s}$

工期：昭和 44 年度～令和 6 年度

事業費：約 1,850 億円

参考 URL：<https://www.water.go.jp/kanto/omoigawa/jigyuu/nanma.htm>

出典：独立行政法人水資源機構思川開発建設所 HP

## ■ 水源地域振興拠点施設の概要

水源地域振興拠点施設は、鹿沼市が所有する南摩ダム事業による生活環境への影響緩和を図るために計画され、鹿沼市西北部地域の振興拠点となること等を目的とした施設である。主な施設は、キャンプ場、温浴施設、物販施設であり、令和 6 年度春の開業を目指している。

水源地域振興拠点施設の維持管理・運営には、指定管理者制度を適用する予定であり、鹿沼市は令和 3 年度に指定管理予定者を選定した。

参考 URL：<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0490/info-0000007662-1.html>